

【関西広域連合】全国通訳案内士登録申請等書類一覧

2023年2月

	新規登録	変更届出	再交付	抹消	備 考
① 全国通訳案内士登録申請 登録事項変更届出書 登録証再交付申請書 業務廃止等に関する届出書	○	○	○	○	・様式はホームページからダウンロードできます。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに作成
② 健康診断書	○				・参考様式はホームページからダウンロードできます。 ・医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・精神機能の障害の有無等の記載があるものであること。
③ 合格証書の写し	○		△		・合格証書が電子上のみで交付されている場合は、出力して提出してください。 ・登録証・旧免許証との引換えによる再交付の場合は不要。 ・合格後に氏名または本籍の変更がある場合は、下記⑧の添付が必要。
④ 写真2枚 (同一のもの)	○	○	○		・最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。 ・サイズは、縦3cm、横2.4cm。 (令和5年2月16日までに申請される場合は、縦3cm、横2.5cmでご提出ください。) ・同一の写真を2枚。 ・裏面に氏名を記載。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに2枚必要
⑤ 欠格要項に該当しない旨の 宣誓書	○				・様式はホームページからダウンロードできます。
⑥ 住民票抄本	○				・3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・次のア、イ、ウいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができる。 ア 運転免許証(両面)※ イ 写真付き住民基本台帳カード(両面) ウ 個人番号カード(おもて面のみ) ・住民基本台帳ネットワークシステム【注1】により本人情報の確認を受ける場合は不要。 ※運転免許証記載の住所と住民票が一致している場合のみ可能
⑦ 登録証 (旧免許証を含む)		○	○	○	・登録証を亡失(紛失)した場合は、理由書を添付すること。 ・理由書の参考様式はホームページからダウンロードできます。 ※亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく発見した登録証を返納することとし、発行日の新しい登録証を使用すること。
⑧ 変更内容を証する書面		○			・変更する事項について、変更前後の記載がある書面が必要。 【氏名変更の場合】戸籍抄本(原本、3ヶ月以内に発行されたもの) 【住所変更の場合】住民票抄本(原本、3ヶ月以内に発行されたもの) ・変更前後の記載がある次のア、イ、ウいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができる。 ア 運転免許証(両面)※ イ 写真付き住民基本台帳カード(両面) ウ 個人番号カード(おもて面のみ) ・変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる書面が必要。 ・住民基本台帳ネットワークシステム【注1】により本人情報の確認を受ける場合は不要。 ※上記の他、確認のため別途書面を提出していただく場合があります。 ※運転免許証記載の住所と住民票が一致している場合のみ可能
⑨ 死亡又は欠格事由に該当 するに至った場合は、その 旨を証する書面				○	
⑩ 手数料領収証書の写し 【注2】	○ (5000円)	○ (4000円)	○ (4000円)		・手数料を指定金融機関にて納付した領収証書の写し。 ・納付書の様式は、ホームページからダウンロードできます。 ・ダウンロードができない場合は、事前に窓口にご連絡ください。 ※納付書には、ご住所及びお名前を記載して、ご使用ください。
⑪ 通訳案内士登録情報検索 サービス利用申請	○				・様式はホームページからダウンロードできます。

【注1】住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認について

・居住される府県窓口での申請又は届出をされる場合に限りです。

・住所変更の場合、転居から5年経過すると転居前の住所が確認できませんので、変更内容が確認できる書面が必要です。

【注2】申請又は届出は、手数料納付後に受理しますので、事前に納付ください。